

も伺つておるので、御趣旨のような線で問題を解決してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○岡田(利)委員 ちよつと関連して。会員構成です。三井炭山のような大きい会社もあり、中炭、小炭、炭山もあるわけですね。会員というのは一社一会員であるとするならば、当然二分の一以上の賛成を得る場合とは、会員数の二分の一以上ということになるのかどうかですね。そうなりますと、中炭炭山のほうが数が多いわけですね。だから法のたてまえから言いますと、要するに二分の一以上の賛成がなければ、坑外員の場合には希望しないわけですから、年金を出さない。したがって基金の積み立てはしない、こういうことになるわけですね、法のたてまえは。しかし局長のいまの答弁を聞いておきますと、いやしかし答申の練もあるわけですから、大体了解しておつて、これが発足するときは、坑外員の場合も、当然対象になるのだという大前提が確認されて、この法案が出てくるのだというように意味のことを説明しているように私は聞くわけですね。この点どうもいまの大橋委員の質問に対してピンと合っていないのですが、いかがですか。

○伊部政府委員 大体御指摘のとおりと申し上げてよろしいかと思ひます。坑内員と坑外員につきまして、それぞれ、ただいま申し上げたようなことと取り扱うことにいたしておりますが、石炭年金小委員会の考え方がまとまる過程におきましては、いづれも関係者の意見を煮詰めてあの考え方が出ておりますので、政府といたしましては、あの考え方に従ひまして、必要な組織及び給付が行なわれるように指導してまいりたい、かつそれができるといふ確信を持つものでございます。

○岡田(利)委員 ここが大事なところなんです。指導してまいりたいということになりますと、これは限界があるわけですね。しかも会員が対一の権利を持つとすれば、私はこのたてまえはそうでないかと思うのですけれども、そういったし

と、中炭炭山が非常に多い、組織も非常に弱い中炭炭山がやはり会員になるわけですね。数からいうと、半分はおれば反対だ、こういつてしまえば、法のたてまえからいって、これは希望しないわけですから、ほかの大手が希望するといつても、中炭、会員の過半数が希望しない場合には、坑外員は対象にならない。この法の解釈からいけば、そうなるわけですね。その点がびつちつとしてない、これは問題が残ると思うのですよ。

○伊部政府委員 十八条の法律案の規定といたしましては、「二分の一以上の者が希望したときは」という表現でございますので、政府として、お答え申し上げますときはまあそのように指導するといふことになろうかと思ひます。希望することと強制するわけにもまいらないわけでございますから、しかしながら、この坑外員問題を解決する過程におきまして、関係者の意見を煮詰めて出てきておりますので、二分の一以上の希望が、この法律はもちろん成立しております。現時点において文書として正式に出ておるわけではございませんけれども、実態としては、そういう二分の一以上を上回る希望があるというぐあいにお考えをいただいてけっこうだと思ひ次第であります。

○岡田(利)委員 ここは非常に大事なところなんです。法のたてまえとして、希望しなければこれは坑外員は対象にならない。しかし、年金小委員会の場合にはいろいろ議論されて、坑外員についても、政令で定める範囲内においてこれは対象にする。もちろん金額その他については変わつてまい、受給資格についても変わつてまいるわけですね。そういう精神で答申になつたわけですね。そうであれば、坑内員及び坑外員、これの別に政令で定める坑外員については対象にするのだ、こうしておけば何も指導もへたくれもないわけですね。非常にわかりやすいわけですね。ただ私は、どうしてこういう法の立て方をしたのか。言うならば、石炭答申では坑内員に限るといふ面があつたが、坑外員にもということ

希望したからつたのだ、そういう点の過程的な、技術的なあれがあるのじゃないかと思うのです。しかし、遺憾ながら、やはり法のたてまえからいけば二分の一が希望しなければこれは対象にならないわけですから、会員が一社一会員である想定すれば、これはたいへんですからね。中炭炭山のいろいろな経営者もおるわけですから、へそ曲がりもおるわけですから、代表が入つていって、全部の炭鉱が白紙委任状を出しているわけじゃないんですから、坑外員については希望しない、こういわれて、その数が過半数になれば対象にならぬというわけですね。指導するといつてもおのずから限界があるわけですから、そうしますと、私どもが受けておつたものとこの法からくる内容というもののズレがあるのではないかと、こう指摘せざるを得ないわけですね。どうしてこういうややこしい法の立て方をしたのであるか。

○伊部政府委員 先ほど大橋先生の御質問にお答え申し上げた次第でございますが、沿革的にかような年金制度あるいは年金給付を坑内員について行なう。坑内員の労働力が非常に重要であるといふことから出発したということが第一点でございます。

それから第二点は、坑内員につきましては普通の厚生年金基金をつくるのがきわめて困難である。こういった事情を背景として石炭産業の置かれておる現状を考慮いたしまして、かような厚生年金基金のいわば変形としての合同厚生年金基金といつていいと思ひますが、かような石炭炭山年金基金というものを考えたのでございますけれども、その際非常に法律的な議論をいたしました。坑外員につきましては厚生年金保険法でそのまゝ厚生年金基金をつくるのができる。あるいはある企業によりましては非常に被保険者が少ないといふことでありますれば、たとえば合同してつくるのができるということになるのでござい

ます。しかしながらさような場合におきましては非常に事務的に煩瑣である。つくる企業もござい

ますれば、あるいはそれこそ全くつくりたくないとい

う企業もできるかもしれない。非常に心配もあるし、また事務的に非常に煩瑣ではないかといふことで、それではこの坑内員に関する石炭炭山年金基金をつくり、機会に坑外員の問題も一緒に解決しよう。しかしながらこの解決の方法として、やはり厚生年金基金を法律上つくり得るといふことがござい

ますので、やはりたてまえといたしましては会員のほう、つまり事業主のほうから希望したといふたうなことがない、一緒にやつてしまふといふことはむづかしいといふこと

もございまして、かような十八条のような法律的な構成を考えた次第でございます。

○岡田(利)委員 次官、お聞きのとおりなんです。私も大体本法の成立経過をずっと聞いておりますからわかるのですけれども、ただ法律がこうなつていまして、労働者に対して与えている感じというものは、坑外員も対象になるんだということになつておるわけですが、しかし法の立て方としては一応局長が説明したように、坑外員については一応会員の二分の一以上が希望しなければならぬ。ところが会員の構成といふものは先ほど申し上げたとおりなんです。ですから少なくとも行政指導するといつてもおのずから限界があるのですから、これは坑外員についても行政指導によつて間違いなく年金支給の対象になるんだといふ確信のほどを示してもらわないと、この法が十分だといふことになりまして、この点だけびちつとしておいていただきたいと思います。

○田川政府委員 ただいまの坑外員の問題につきましては、いまこの案がきつた過程から、法律案がこういうことになつたといふことを局長から説明いたしました。わかれわかれ政府といたしましては、坑外員も含めていただくといふことを行政指導して実施ができればよろしく努力してまいります。

○大橋(敏)委員 年金問題小委員会が次のように述べられておるわけですね。支給要件について触れて、年金の給付水準は、制度創設後の坑内員としての実働期間二十年以上の者に月額七千円、過去

勤務期間十五年及び制度創設後の坑内員としての
実働期間五年の者に月額二千五百円程度とする、
とあります。この中に出てきます過去勤務期間十
五年というのは、これもやはり坑内勤務のみに制
限された考えなのか、それとも坑内坑外込みで十
五年働いておればその資格と見なすのか、その点
についてお尋ねいたします。

○伊部政府委員 坑内夫に關しましては、やはり
過去勤務期間が要件として要求されるのは十五年
間の坑内夫の勤務期間である。坑外夫に關しまし
ては、その十五年の期間が坑外夫であっても坑内
夫であってもよろしい。ちよつと何でございます
が、今後五年間経過をして、その他の条件を持続
をして坑外夫としてのこの制度による年金を受け
るとした場合におきましては、この制度発足前の
十五年間が坑内夫であるうと坑外夫であるうとを
問わない。しかし出てくる給付はやはり坑外夫と
しての給付である。しかしながら坑内夫としての
年金をもらうという方につきましては、この十五
年間は、やはり厚生年金でありますから、第三種
被保険者としての十五年でないといけない、こう
いう趣旨でございます。

○大橋(敏)委員 もう一回確認の意味でお尋ねし
ますが、過去の十五年というところは坑内員であろ
うと坑外員であらうとよろしい、ただし保険金の
支給にあたっては坑外員としての立場の支給にな
るのだ、こういうふうに関いたのですが……。

○伊部政府委員 説明があまり明瞭でなくて恐縮
でございますが、一応過去勤務十五年の期間は坑
内員であっても坑外員であってもよろしいといっ
てよろしいと思います。過去勤務が坑外員であつ
た場合、その後五年間の坑内勤務があれば二十年
間になりますので坑外員としての年金が出ます。
坑外員が十五年で、その後五年間は坑内員として
勤務したという場合におきましては、坑内員と坑
外員がまじつておるわけでありまして、その場
合は坑外員の給付がたてまえになる、そういう趣
旨でございます。

○大橋(敏)委員 これは創設される法案でござい

ますので、過去のことはいままでどおりでよろし
いと思ひます。坑外員であらうと坑内員であらう
と通算して十五年ということとを認める、その後ま
たさらに五年間というこの期間において坑内員と
しての労働であるならば、あくまでもこの法案の
趣旨に沿つた坑内員としての支給をやるべきでは
ないかと思ひます。

○伊部政府委員 この制度は労働力確保という趣
旨でございます。坑内員としての給付はやはり坑
内員としての勤務が二十年間必要であるという前
提に立つておるわけでありまして。

○大橋(敏)委員 それはわかりました。要するに
いま十四年と創設後五年、合わせて二十年になり
ますね。ですから私が言つてゐることは、過去十
五年の分は坑内員であるうと坑外員であるうとか
まわらない、両方なつた人もおるかもしれませんか
ら。そこで創設後五年間は、坑内員であるという
実績を残せば、当然坑内員としての支給を受けら
れるのではないかと。

○伊部政府委員 そうじゃないのです。ただいま
御指摘のようなことにはならないのでございまし
て、ただ過去勤務期間にまたがらなくとも、将来
と坑内員としての勤務は坑内員としての勤務で
二十年間必要である。その場合において、坑内員
としての年金が出る。坑内と坑外とが入りまじつ
て二十年間になつたという場合におきましては、
いづれ年金の資格期間としての二十年間は満たす
わけでありまして、年金としては坑外の年
金になるわけですね。ただし、坑内の期間につきま
しては若干の優遇がされるというところはあろうと
思ひます。しかしながら年金のいろいろな条件に
おきましては、坑外夫としての年金が出るという
こととございます。その場合の年金は、含む場合
も含まない場合も同じでございます。

○大橋(敏)委員 そこで要望ですけれども、あく
までも創設の年金法ですから、いわゆる若干の優
遇措置というのではなくて、この際は全面的に優
遇措置を与えて、創設後五年間坑内員として働い
た者に対しては、過去の十五年間も坑内員とみな

すような措置をとつていただきたいと要望したい
のですが、それに対して検討の余地はあります
か。

○伊部政府委員 この年金制度のたてまえが、坑
内員等の労働力を確保するという趣旨になつてお
りますので、ただいま先生のおっしゃつたような
考え方は、たいへん申しわけございませんが、非
常にむづかしい問題だと思ひます。

○大橋(敏)委員 それではまたの機会に譲ります
が、十五年と制度創設後坑内員としての実働期間
五年とありますね。この実働期間というのは、た
とえば十年働いて途中三年間あるいは五年間長期
入院をした、その後また元気で働き出したという
ような場合、「実働期間」のこの実働の内容ですけ
れども、そうした長期入院等をやつたことをも通
算されるのかどうかということですね。

○伊部政府委員 そういう場合は休職等の扱いに
なつておると思ひますので、実働期間には入らな
いと考へてよろしいと思ひます。

○大橋(敏)委員 それではこれは問題ですね。と
いうのは、炭鉱の仕事は非常に危険度が高いし、
やはり入院する方も相当あると思ひます。そうい
う立場から、この実働期間というのはそういう明
らかに炭鉱災害による事故等で入院した人たちに
は通算すべきではないか、このように私は考へる
のですけれども、この点もひとつ検討の内容に含
めて考へてもらいたいと思ひます。

それから過去十五年間と創設後の五年間、あわ
せて二十年になつた者、これを一応認めて、それ
に対しては決定的なものじゃありませんけれど
も、月額二千五百円程度とするとありますね。こ
れはあまり安過ぎるのじゃないかという感じを受
けるのですけれども……。

○伊部政府委員 この年金は、年金原価で申しま
す、過去勤務期間が非常に長いというようなこ
ともございまして、厚生年金に対応する報酬比例
部分としては七割程度になつておるのでございま
す。二千五百円ということ自体をごらんいただき
ますとそういう御感もあるうかと思ひますけれ

ども、他の年金制度との均衡なりあるいはこれが
一生支給されるわけでございますので、そういう
点をお考へいただきますと、やはり相当の額と考
えてよろしいかと思ひます。厚生年金
保険による厚生年金基金のいわゆるプラスアル
ファ、これが最低三割ということになつておりま
して、実際はもう少し上のほうの線が多いよう
でございますけれども、三割と申しますと、大体千
五百円ということになりますところなるわけでござ
いますので、そういう点も御勘案をお願いいたし
たいと思ひます。

○大橋(敏)委員 それでは先ほどの年金問題小委
員会の内容の続きになりますけれども、この年金
は、右の資格期間を満たした者が五十五歳に達した
後に坑内員でなくなつたときに五十五歳から終身
支給するものとする。ただし、在職中は支給停止
するものとする。とありますが、この在職中は支
給を停止するというのはどういうことなんですか
うか。たとえば五十五歳に達して坑内員でなくな
つたんだ、それから初めてお金が来るわけであ
らう。その五年間のうちに坑内員でなくても炭
鉱に従事して、こういう人に対してはどうい
う考へを持たらいいのでしょうか。

○伊部政府委員 いわば合同企業年金の性格を
持つております関係上、石炭産業に従事しておる
期間はその労働に見合う収入源があるわけでござ
いますので、そういう意味で在職中の労働者に支
給は行なわれないこととする、こういう趣旨でござ
います。

○大橋(敏)委員 それでは変わった観点でお伺い
いたしますが、現在の石炭炭業従業者数の最後の
ページに出ておりますけれども、常用労働者が十
万四千三百五十九人、職員が一万五千七百十七
人、合計十二万七千七十六人と出ておりますが、その
下をごらんいただきますと、坑内員は九万三千五
百十六人となつております。この坑内員のいわゆ
る年齢構成ですか、たとえば平均年齢が大体何歳
くらいか、もう一つ三十五歳以下と三十五歳以
上、こういう人数がおわかりならば示していただ

○伊部政府委員 前回の御質問に対しても政務次官からお答えがあったと思いますが、年金問題小委員会において示されたいいろいろな考え方と申しますものは、これは法律に生かされておりますが、定款に譲られておるものもあるわけであります。この年金問題小委員会に示されたとおり実施する所存でございます。この点は政府部内におきましても関係省いずれも協議した上の結論でございますので、そういう意味合いにおきましてはこの坑外員の問題につきましても、この考え方示されておるものが実現するように強力なる行政指導を行なう、行政指導というよりは適切でなければ、その考え方が定款という形で実現するように、政府としても十分責任を負って努力してまいりたい、かように考えておるものでございます。

○田畑委員 年金額であるとか受給資格期間、支給開始年齢、その他年金たる給付の支給に関し必要な事項は定款をもって定めるということが第十六条の二項に出ております。これは当然坑内員だけでなく坑外員についても定款の中であらうのだということを前提としてできておるものだと思いますが、その点はそのように理解してよろしいわけですか。

○伊部政府委員 御指摘のとおりでございます。○田畑委員 そうしますと、私は、特に今後、もし事情の変更などがあって、第十八条を条文どおりに解釈した場合に、坑外夫についてはいろいろ異論があつて二分の一以上の希望がなかったという場合、一体どうするかという問題が、当然予測される将来の事態として考えられると思ひます。しかし、厚生省当局としては、行政指導といつても強くそれは坑内に準じて取り扱つてもらうのだというふうなことになるれば、ではそのときにこの法律のどこからそのような強い行政指導がなし得るかという問題です。

そこで、三十二条に、「基金に対する命令等」とあります。その第二項に、「厚生大臣は、基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、基金に対し、その定款の変更を命ずることができ」となつております。だから、もしかりに十八条に基づいて会員の二分の一が希望しないというようなことなど、坑外員を除外するというようなこと等が起きた場合は、三十二条の第二項の定款変更命令で厚生大臣は強くそれを正せしめるぐらゐの心がまえは当然あつてしかるべきだと思ひ、そういうようなことも将来予測し得る、こう思うのですが、この点はどのようにお考えですか。

○伊部政府委員 この三十二条二項にございます基金に対しての定款の変更命令は、たとえば財政が非常に不健全である、給付を非常に下げる、あるいは保険料のほうを非常に下げていくといったような場合を念頭に置いておるのでございまして、十八条のような場合、つまり事業を実施するかどうかということが基金の自主性にゆだねられておる部分につきましては、この第二項の適用があるというものではないと法律的には考えられるのでございまして、ただ、この法律が提案されるまでの過程におきましては、先生御承知のとおり、年金問題小委員会を中心として関係者の意見を煮詰めての考え方が示されておるのでございまして、かような点、あるいは政府部内におきましてもこれらの取り扱いにつきましては、十分協議した上での結論でございまして、十八条の法律的な趣旨あるいは十八条のような形に法律が表現された経緯につきましては、先ほど来大橋先生の御質問にお答え申し上げたとおりでございますけれども、しかし坑外員につきましても、考え方示されたような適用をし、かつその給付を行なうということは、政府としてもこの際責任を持って実施するように努力をしたい、かように考えておるのでございます。

○田畑委員 政府が坑外員へも責任を持って給付ができるようにするために、私が指摘したいのは、給付については坑内についても坑外についても定款で定めるといふことになっておるわけですから、したがって、もし将来事情があつて、会員

が二分の一の多数で十八条をもつて坑外員ははずすんだという定款の変更をかりに申請してきたような場合は、当然三十二条の第二項に基づいて、あなたのいまの説明では三十二条二項の内容は沿革的のこころであるという説明はありましたが、しかし表面向きこの文章だけから解決するならば、定款の変更を命ずることができるといふのは厚生大臣ということになっておるわけですから、先ほど言つたように、もし坑外員についてこの適用をはずす、給付をやらないなどという定款になった場合は、当然この三十二条二項でもつて厚生大臣はその変更命令を出すくらい一つの強い行政指導というものがとられてしかるべきだ、こう思うのです。その点は単なる杞憂かもしれぬが、しかしなにも限らぬ。そういうことになれば、当然予測される事態であるだけに、三十二条二項の定款変更命令でいく場合には、あなたのお話のように、坑外員についてもきちつと給付の継続が確保できるように指導すべきであるし、指導するんだという約束をはつきりしておいてもらいたいと思ふのです。

○伊部政府委員 十八条によりまして、坑外員がこの基金の対象として仕事が始まつたことを前提にして考えますと、その後坑外員についての支給をやめさせるという事態が出てくる場合は、定款の変更といふことになるわけでありまして、しかもその定款の変更は非常に重要な事項でございまして、三分の二以上の総会の議決事項になるわけでございますが、この議決の議事の手続等につきま

しては政令で定めることになっておりますが、定款の変更は少なくとも三分の二以上の多数とすることが一般的な例であらうかと思ふのであります。その上に定款の変更は厚生大臣の認可が必要なのでございます。

なお石炭鉱業合理化措置法等が施行される限りにおきましては、厚生大臣が通産大臣と協議をした上での認可が必要になるのでございまして、さうな定款の変更が万一行なわれませんでしたような場合におきましては、この厚生大臣の認可権により

まして、どういふ事情であるか、納得できる状況であるのか、坑外員について適当なその他の措置が行なわれておるかどうかな等につきまして十分審査をしたいと考えておるものでございます。

○田畑委員 私は審査するとかしないとかいう意味ではなくして、坑内夫に準じて坑外員にも年金を支給するのだということがこの法の趣旨であり、政府の方針であるとするならば、もし坑外夫をはずすなどという定款変更の申請が出た場合には、厚生大臣としてはそのような定款変更については承認しない、あくまでも坑外夫についても坑内に準じて年金の給付を保障する、そういう強い態度で臨んでもらいたいし、臨むべきだ、こう思ふのであります。その点を、この際厚生省としては坑外員についてはつきりこういふ方針で臨むということだけを明確にしておけば、あとはその途中のいろいろな説明なんか要りませんから、そこだけはつきりしてください。

○伊部政府委員 御趣旨のとおりに運営してまいりたい、かように考えております。

○田畑委員 わかりました。それから私、この法律を読んでいささか心配することがある。厚生大臣がこの年金を所管するわけですね。通産大臣と協議する場合はかくかくの場合だと、幾つかの場合をあげておるわけですが、実際厚生大臣が石炭業者あるいは石炭業界を指導するといふことは、なかなかこれは威令行なわれずという私は心配が予測されるわけです。といふことは、御承知のごとく、いまの石炭行政といふものが、あつて通産省、通産大臣の政策的なものに待つ面が多々あるわけです。そういうことを考えてみますと、やはり通産省あたりが強力に指導することによつて、この年金の運営も円満にいくと考えるわけです。ただ金を取るだけの、そして基金を獲得するだけの、日常石炭行政の面において何ら関係もない厚生大臣が、こつ然と年金だけの面を通じ、石炭業界を指導するといつても、これはなかなかうまくいかないような感じがするのです。にもかかわらず、通産大臣と相談するといふのは、定款を承

認するとかあるいは変更を承認するとか、そういうような場合に通産大臣と相談するということが書いてないわけですね。それでうまくいくと局長は考えておられますか。

○伊部政府委員 従来厚生省も石炭関係につきまして、たとえば健康保険組合の指導援助でございますとか、あるいは厚生年金事業団を通ずる還元融資でございますとかあるいは産炭地域の市町村に対する特別地方債といったような形で、いろいろな形で関連はあるわけでございます。

この年金の問題につきましては、やはり広い意味の年金制度の一環として、かつまた記録その他の利用につきまして、第三種保険者としての記録を利用するといったような点もございまして、厚生大臣が責任を負うことが適当であると考えるのでございますが、ただいま御指摘のように石炭産業が当分の間いろいろ財政的な援助を必要とすることもまた事実でございます。かような状況が続きます限りにおきまして、この年金問題を処理していく上におきまして、厚生大臣あるいは通産大臣その他の関係大臣、関係省の協力が必要であることは御指摘のとおりでございます。この法律案あるいは考え方をくりくりと過程におきまして、あるいは両省緊密なる連絡をし、協議をして今日まで至っておりますのでございまして、この法律の上におきまして、協議すべき事項というものを法律の上に明らかにいたしておりますが、その他の問題につきましては、御指摘のように両省十分協議し、協力をして、この年金が円滑に実施されますようにいたす覚悟でございます。

○田畑委員 その辺はいろいろ話合せて、この法律の制定ということに至ったものと考えておりますので、よくひとつ横の連絡をとりながら、この法の運用が所期の目的を達成できるように、双方御努力願いたい、こう思っております。

条文の質問になりますけれども、第十六条の第二項を見ますと、先ほど指摘しましたように、「基金は、定款をもって、年金額、受給資格期間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給に關して必要事項を定めなければならない。」第十七条を見ますと、「基金は、政令の定めるところにより、坑内員又は坑内員であった者の死亡に關し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。」これを

見ますと、一時金の給付は政令の定めるところにより支給するということになっておりまして、第十六条の二項によれば、年金額の支給については定款をもって云々ということになっておるわけですね。これはどういう関係になるわけですか。特に私がはつきりしていただきたいと思つて

いるのは、定款に載せるのはこれこれこれ、政令に載せるのはこれこれこれを予測しているということだと思つて、その辺明確にひとつ區別をして御説明を願いたい、こう思つております。

○伊部政府委員 十七条の政令は「坑内員又は坑内員であった者の死亡に關し、一時金の支給を受けることができる遺族の範囲を考へております。遺族の範囲であります。

○田畑委員 そうしますと、一時金の給付の額あるいは条件については定款で定めるが、政令にゆだねたのは要するに遺族の範囲とか順位とか、それをさしておる、こういう意味ですね。

○伊部政府委員 御指摘のとおりでございます。○田畑委員 同じようなことになりまして、二十一条の「掛金」の条文ですか、第三項、「掛金の額は、「厚生省令の定めるところにより」云々、こうなっておりますが、この厚生省令で定めるところの内容はどういう内容になるわけですか。

○伊部政府委員 この厚生省令は再計算の基礎となる数字でございます。予定期率、死亡率、脱退率でございます。

要な事項を定めなければならない。第十七条を見ますと、「基金は、政令の定めるところにより、坑内員又は坑内員であった者の死亡に關し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。」これを

見ますと、一時金の給付は政令の定めるところにより支給するということになっておりまして、第十六条の二項によれば、年金額の支給については定款をもって云々ということになっておるわけですね。これはどういう関係になるわけですか。特に私がはつきりしていただきたいと思つて

いるのは、定款に載せるのはこれこれこれ、政令に載せるのはこれこれこれを予測しているということだと思つて、その辺明確にひとつ區別をして御説明を願いたい、こう思つております。

○伊部政府委員 十七条の政令は「坑内員又は坑内員であった者の死亡に關し、一時金の支給を受けることができる遺族の範囲を考へております。遺族の範囲であります。

○田畑委員 そうしますと、一時金の給付の額あるいは条件については定款で定めるが、政令にゆだねたのは要するに遺族の範囲とか順位とか、それをさしておる、こういう意味ですね。

○伊部政府委員 御指摘のとおりでございます。○田畑委員 同じようなことになりまして、二十一条の「掛金」の条文ですか、第三項、「掛金の額は、「厚生省令の定めるところにより」云々、こうなっておりますが、この厚生省令で定めるところの内容はどういう内容になるわけですか。

○伊部政府委員 この厚生省令は再計算の基礎となる数字でございます。予定期率、死亡率、脱退率でございます。

○田畑委員 これも先ほどの質問に関連いたしますが、この年金の給付の額についてはいままでの御答弁のごとく定款にゆだねられるわけでありませうけれども、定款の内容に予定されるものは、この年金小委員会の意見に出ております、先ほど来指摘された、たとえば坑内員については実働二十年以上の者については月額七千円、あるいは過去勤務期間十五年及び制度創設後の坑内員としての実

働期間五年の者に月額二千五百円、これはそのままだ定款に予定されるわけですね。

○伊部政府委員 御指摘のとおりでございます。○田畑委員 そうした場合は、第三項によれば「掛金の額は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生省令の定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならず、この条文というのは、年金小委員会が意見として、坑内外を含めてこの制度を実施するために要する費用はトン当たり四十円程度と考へる、これを受けて計算の基礎というものがなされておるわけですね。

○伊部政府委員 御指摘のとおりでございます。○田畑委員 そうしますと、トン当たり四十円の計算で保険財政を展開した場合に、保険財政の能力としては七千円とか二千五百円とか、坑外についてはその半分とかというものが精一ぱいなのですか。もつと余裕がありそうなきもするのですが、その辺について計算の基礎などがあれば、この際もつと親切に説明を願いたいと思つておりますが、どうでしょうか。

働期間五年の者に月額二千五百円、これはそのままだ定款に予定されるわけですね。

○伊部政府委員 御指摘のとおりでございます。○田畑委員 そうした場合は、第三項によれば「掛金の額は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生省令の定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならず、この条文というのは、年金小委員会が意見として、坑内外を含めてこの制度を実施するために要する費用はトン当たり四十円程度と考へる、これを受けて計算の基礎というものがなされておるわけですね。

○伊部政府委員 御指摘のとおりでございます。○田畑委員 そうしますと、トン当たり四十円の計算で保険財政を展開した場合に、保険財政の能力としては七千円とか二千五百円とか、坑外についてはその半分とかというものが精一ぱいなのですか。もつと余裕がありそうなきもするのですが、その辺について計算の基礎などがあれば、この際もつと親切に説明を願いたいと思つておりますが、どうでしょうか。

○伊部政府委員 年金の現在の予定期率等を基礎にして計算をいたしまして、給付及び保険料は見合つたものであると考へております。

○田畑委員 厚生省年金局で、いまの掛け金と保険料と給付についての何か試算というものが出ておると思うのですが、それはどうですか。資料として出してくれませんか。一応どういう計算に基づいて保険財政というものが今後展開されるのか。特にトン当たり四十円の負担が、いまの炭鉱の企業にとっては非常な過重であるかそうでないかは別問題として、やはりその計算の基礎を把握しないと、七千円とか二千五百円とか、あるいはさらに坑外員はその半分だとかいうようなことでは、はたしてこれで労働力の確保、雇用の安定という魅力ある年金制度にふさわしいかどうかというところが、もつと数字の裏づけなくしてはどう

もなかなか結論を下せないうらみがあるわけですね。

○淵脇説明員 年金局の数理課長でございます。年金計算について御説明申し上げます。年金制度の財政を確保いたしますときに、このように特定の企業につきまして年金制度を設けますときには、積み立て方式を用いるのが普通でございます。なぜ積み立て方式をこうした場合に採用するかと申しますと、従業員の労働期間中に老後の費用をひとつ用意しておくこととございまして、そういう企業が非常に困難におちつた場合、たとえば石炭産業みたいに、将来企業が思わしくなくなつた場合にも、年金受給権のある者については将来ともずっと年金を確保しなければならぬということがありますために、あらかじめその費用を積み立てておくという積み立て方式を採用しておるわけでございます。したがって、単年度で、これはこれだけの人間からこれだけの費用が要る、来年はこれだけの人間がおるからこれだけの費用を積み立てるという方式ではございませんで、一たん年金権を獲得すると見られる者については死ぬまでの年金というものの積み立てをしておかなければならぬということが、被保険者の保護のために必要だということになるわけでございます。したがって、そのような積み立て方式と申しますか、よくいわれるアクチュアル計算に基づく保険計算に基づいた保険料の算定をいたしておるわけでございます。

それで一番最初に、まずこの計算は加入期間が二十年であつて、五十歳以上を対象という条件、支給開始年齢が五十五歳である。坑外員については六十歳。年金月額七千円、坑外員については坑内員の二分の一、そういったようなことのほか、経過措置として若干の条件を設定いたします。それからまた死亡一時金についても、給付でございますので、先ほどの局長の御説明にあつたような設定をいたしまして、この設定から逆算によつて保険料を計算することになるわけでございます。その逆算に使用いたします計算基礎は、第

もなかなか結論を下せないうらみがあるわけですね。

○淵脇説明員 年金局の数理課長でございます。年金計算について御説明申し上げます。年金制度の財政を確保いたしますときに、このように特定の企業につきまして年金制度を設けますときには、積み立て方式を用いるのが普通でございます。なぜ積み立て方式をこうした場合に採用するかと申しますと、従業員の労働期間中に老後の費用をひとつ用意しておくこととございまして、そういう企業が非常に困難におちつた場合、たとえば石炭産業みたいに、将来企業が思わしくなくなつた場合にも、年金受給権のある者については将来ともずっと年金を確保しなければならぬということがありますために、あらかじめその費用を積み立てておくという積み立て方式を採用しておるわけでございます。したがって、単年度で、これはこれだけの人間からこれだけの費用が要る、来年はこれだけの人間がおるからこれだけの費用を積み立てるという方式ではございませんで、一たん年金権を獲得すると見られる者については死ぬまでの年金というものの積み立てをしておかなければならぬということが、被保険者の保護のために必要だということになるわけでございます。したがって、そのような積み立て方式と申しますか、よくいわれるアクチュアル計算に基づく保険計算に基づいた保険料の算定をいたしておるわけでございます。

それで一番最初に、まずこの計算は加入期間が二十年であつて、五十歳以上を対象という条件、支給開始年齢が五十五歳である。坑外員については六十歳。年金月額七千円、坑外員については坑内員の二分の一、そういったようなことのほか、経過措置として若干の条件を設定いたします。それからまた死亡一時金についても、給付でございますので、先ほどの局長の御説明にあつたような設定をいたしまして、この設定から逆算によつて保険料を計算することになるわけでございます。その逆算に使用いたします計算基礎は、第

一に資料として石炭鉱業従業員特別調査というものによっておるわけでございますが、脱退率はまさしく石炭鉱業の従業員の実情を調査いたしました特別調査によるものでございます。御参考までに申し上げますが、この脱退率は厚生年金の中の坑内夫の脱退率とほとんど同じように出ております。また死亡率につきましても一般に国民生命表を使用することになっておるわけでございますが、この場合は最も新しい第十一回の生命表を使用しております。なお、参考まででございますが、五十五歳の場合にこの人たちの平均余命は十九年ということになっておりますが、十九年分の年金額というものは、五年あとに出る受給者についてはもうすでにその時点において十分なべき費用が積み立てられておらなければならぬのでございます。そして先ほど申しましたように平均年齢が坑内夫三十九歳、坑外夫四十一歳、平均従業年数が坑内夫十四年、坑外夫十二年というこまかいデータのもとにおいて、財政方式としましては閉鎖型総合保険料方式すなわちクロード・アグリゲイト・メソッドという方法を用いております。以上と予定利率を組み合わせて年金計算をいたしまして、トン当たり四十円という計算をいたしたわけでございます。

簡単にございますが、このような条件を踏まえて逆算したものが四十円であるというわけでございます。○田畑委員 課長さんあなたの説明よくわかりましたが、こういう算定基礎に基づいて四十円が出たという、いま説明された資料を出してください。これ委員長からひとつ……○多賀谷委員長 ひとつぜひその資料を、いまの要点を書いて計算の基礎を出してください。○田畑委員 いまの課長の説明はごもっともですが、こういう前提に立って保険料を計算すると四十円になったというお話ですが、そうじゃなくて、四十円しか出せないからこういう保険財政の展開しかできないんじゃないかということじゃないですか。

○淵脇説明員 そんなことはございませぬ。それがもし三十五円ならば三十五円、四十円ならば四十円、四十五円ならば四十五円とお答え申し上げるよりほかないわけでありませぬ。国民年金だとか厚生年金というものはすべて給付というものが先に出されまして、それを満たすに必要な費用というものを逆算して出す。それについて保険料とか国庫負担とかを算出したします。そういう態度をとりますので、われわれのほうとしては一銭も負けられませぬということでは保険料の計算はいたします。

○田畑委員 これは、給付が始まるのが早くて五年後ですね。五年間に積み立て金というのはいくらになりませぬ。五年後初めて給付が始まるわけですからね。五年後の給付対象人員というのは幾らくらいになるのか。これはしるうとから見たときに、トン当たり四十円の積み立てをやっていると、たとえばそれだけの給付財源があるとするならば、たとえば過去勤務十五年、これから五年勤務の坑内夫については二千五百円しか見られないというそんな数字ではないような感じがするのです。しかし保険財政というものは、あなたの説明のように将来のいろいろな危険も考えながら健全な運営ということがたてまえでありませぬ。し、制度本来の意味はそうであるかもしれないが、私はやはり二千五百円などという数字ではないと思うのです。もつとはじき出せるのじゃないですか。あまり危険率を高く見ておられはせぬかというところをおそれるのですが、その点どうですか。

そこで今後の推移でございますが、五年ごとに再計算をいたすのでございます。そこで、年金原価は、たとえば平均年齢が何歳であるかということによって非常に大きな差があるものでございませぬ。そういったものの推移あるいは予定利率の推移等によりまして、実際の年金財政はまた相違をしてくるわけでありまして、五年ごとにその基準によって再計算をするのでございます。そこで、これは別の形で財政主体になっておるわけでありませぬので、もしそういうもののヘブラスがあれば当然給付の改善に回されることにならうかと思うのであります。その他の基礎におきまして計算をすると、この給付に見合う保険料は四十一円である、かような趣旨でございます。

○田畑委員 いまの局長の答弁の中にありましたように、五年後にまた計算し直すわけですね。そのことは五年後には当然給付についてもまた保険料についても再検討して、少なくとも二千五百円などという五年後それがさらにどういう評価になるか、いまから考えてみただけでももっと評価は下がると思っておりますが、また五年後の時点を考えてみますならば、その他の公的年金なども物価のつり合いその他基準も相当高い線になってくると思ふのです。そういう節はこの給付額などについても当然検討し直すというところは明確に約束できるわけですね。その点どうですか。○伊部政府委員 二十一条三項の趣旨は、五年ごとにその後の状況によって掛け金の額が財政が維持できるかどうか再検討せよという趣旨でございます。したがっていまして、その後いろいろな事情、たとえば予定利率より実際の利率が下回ったというようなことがございませぬれば、掛け金の額は引き上げなければならぬといった事態が出るのでありますけれども、しかしながら実際には予定利率等は五分五厘よりは多いと見込まれますので、そういう点を考えますと、給付につきましてもさような余裕ができた場合におきましては、当然給付の改善に回されるという趣旨のことを申し上げ

げた次第でございます。○田畑委員 この制度は、一にも二にも石炭産業、企業の今後の推移と関連するわけでありませぬから、確かに今年度の問題も控えておるわけでありませぬが、この法のねらいが石炭産業の雇用の安定と労働力の確保だということに照らして見た場合、それにふさわしい制度に改善していくということは、年金をあくかられる厚生省として当然の将来の展望だと思ふのです。そういう意味においては、十分御努力をいただきたい。このことを、ひとつ強く要望しておきます。

もう一つ承っておきたいのは、この基金の役員というものは、理事、監事でしたか、全部互選によって選ばれるわけですか。○伊部政府委員 基金の役員として理事及び監事を置くわけでございます。第九条の二項に「会員のうちから選任する。ただし、特別の事情があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない」ということが示されてございますので、会員外の方もあり得るということでございます。○田畑委員 会員外からとる役員というのは、どういう人を予定しておるわけですか。○伊部政府委員 いわゆる特殊法人ではございませぬが、法律による公法人の場合におきまして、通例かような規定が見受けられるのでございませぬが、これは本来、会員だけに限りますと、会員がそれぞれ事業主でございますので、自分の会社を持ち、事業をお持ちになっておられるわけでございますので、石炭年金の仕事に十分な時間をさくことができない。そのような場合に、特別の事情のあるときには、会員外の者もお願ひすることができるといふ趣旨でございますが、この場合は、特に年金という長期的、かついろいろな保険計算その他の問題もある関係上、そういう専門家が基金の側からほしいといったようなことが多くあるのではなからうか、と予想しておるものでございます。

○田畑委員 そうしますと、会員外から選任される役員も、会員の互選によって選ばれるというわけ

けで、監督官庁である厚生大臣などは、何らこういう人事問題については意見を差し込まない、こういうことになるわけですね。

○伊部政府委員 御指摘のとおりでございます。

○田畑委員 これはどういふわけで、厚生大臣がこの役員の問題については、監督官庁であるにかかわらず、何ら発言もしなければ、介入もしないのか。この基金はどうも前途多難で、あまりうまくもないし、厚生省から役人を下りさせるにも気の毒だからという意味で、そういうような規定がないのですか。というのは、私のこの種基金について監督官庁である厚生大臣が、理事長や監事などについて何らの介入をしないというのでも珍しいことだという感じがするわけです。この国会にただいま出ておる、あるいはもうすでに成立を見ました中小企業振興事業団法というのを見ました。理事長及び監事は、通産大臣が任命する。

今度は石油開発公団法案、これは総裁及び監事は通産大臣が任命する。動力炉・核燃料開発事業団法、理事長及び監事は内閣総理大臣が原子力委員会の意見を聞いて任命する。外資増進公団法案、理事長及び監事は運輸大臣が任命する。さらに最近、これは与党がいろいろ政治的な事情やいきさつもあって、いま国会に提案しております勸業基金法案、これは旧地主補償の国債を集めて勸業基金をつくらうという法律ですね。それからついでに、在外財産基金法案、これは今回の在外財産補償に伴う国債を寄つて基金をつくらうという法案ですね。この基金法案を見ても、いずれも理事長及び監事は出資者総代会が推薦した者のうちから主務大臣が任命する。基金についてもそれぞれ大蔵大臣がちゃんと介入しているのに、これだけは珍しく厚生大臣が人事について介入しない。まことに民主的な運営のあり方ですね。その他の公社、公団、基金、全部に同じように、政府が、人事については民主的な運営に一任されるなら、これはわかるけれども、どうもこの石炭の基金だけは、将来政府がしよ込むことになるかもしれないという不安が先に立つて、人事

などについてはこういうやり方をしたのかどうか。やるならば、あなた、その他の、いま天下の非難を受けている天下り人事と言われているうまいところだけは全部大臣が握っていて、大蔵省以下役所の皆さん方がちゃんとこれからそこにおすわりになるわけですが、これだけ、石炭鉱業年金基金だけは役員構成を見ますと、何ら大臣が介入しないことになっている。これはどうしたわけですか。政務次官にお尋ねします。

○田川政府委員 いろいろお話がございましたけれども、この石炭鉱業年金は、あくまでプラスアルファというところの考え方からきていて、出資されるということで、非常に自主性を重んじているわけでありまして、こうした人事に政府側の承認を得るとか、そういうようなことが行なわれていない例も厚生省の中にございます。現に厚生年金基金の人事におきましては、この法案と同じようなことになるわけでありまして、ただ石炭鉱業年金基金、この基金だけが例外的にいまおっしゃるようなことになっているわけではございません。われわれといたしましては重大な関心を持っておりまして、この基金だけがそういうような取り扱いをしていないのではありませんので、この点は十分御了解をいただきたいと思ひます。

○田畑委員 まず一つ、いまの政務次官の御答弁の中にありましたが、プラスアルファだという考え方ではなくして、この基金としての使命とねらいがあつてこの制度が生まれるわけですから、十分ひとつこの基金のよつて生まれた今日の沿革にかんがみて、この制度が充実に、ほんとうに将来の石炭産業における雇用の安定と労働力の確保にもつと寄与するような魅力あるものに、これを厚生省が所管としてあずかるわけですから、御努力をいただきたい。このことを強く要望いたします。私の質問を終わります。

○岡田(利)委員 石炭鉱業年金基金法の目的と厚生年金法の目的を見ますと、大体その主たる目的

は変わらないと思うわけです。厚生年金の場合には、廃疾あるいは死亡に伴うものが入つておりますし、あとは厚生年金の基金の業務の關係が目的に入つてはいるわけですが、しかし示している目的から見れば、全く同じものではないか、こう私は理解をするわけですが、そういうすなおな理解でよろしいですか。

○伊部政府委員 厚生年金保険は、「労働者の老齢、廃疾、死亡又は脱退について保険給付を行ない、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的」とするところが明らかなにされておるのでございしますが、この石炭鉱業年金は、「石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことにより、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」ということになっておりまして、この石炭鉱業年金基金は厚生年金を前提として、その上にいわゆるプラスアルファとしてさらに「老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的」とする。かようなぐあいに、並列にあるものではなくて、厚生年金を前提としてその上に加わつたものであるというぐあいに解釈されると思ひます。

○岡田(利)委員 先ほども聞きましたけれども、基金の会員は事業所単位ではなくして、石炭企業各社単位で会員となるのか、この点を明らかにしておいてもらいたいと思ふ。

○伊部政府委員 第七条にございすように、石炭鉱業の事業主が基金の会員となりまして、基金が設立されました時におきましては、石炭鉱業を行なう事業場であつて厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主が当然この基金の会員となる、こういうこととございす。

○岡田(利)委員 この場合の事業主というのは、現在厚生年金の事業主ですか。

○伊部政府委員 厚生年金の事業主でございす。

○岡田(利)委員 そういたしますと、厚生年金の事業所単位というのは、これは社別ではなくして、事業所単位ですね。鉱業所単位ですね。名称は違

うところもありますけれども、そういう単位です。○伊部政府委員 御指摘のとおりでございます。

○岡田(利)委員 そういたしますと、総会は会員が集まるわけですね。「三分の一以上の者が会議に付議すべき」という総会の設立要件と關係するわけですが、総会の設立要件の場合は、その単位の会員が集まるということになりますか。

○伊部政府委員 適用事業所であるものの事業主でございすので、御指摘のような適用事業所がたとえ十ある、しかし会社は一つだという場合には、一つになるわけとございす。

○岡田(利)委員 その場合の権利義務というのは、総会の議決その他については一対一ですが、たとえば三井の場合と、五十人なら五十人の事業主の場合と、権利義務は一対幾つですか。

○伊部政府委員 運営の面におきまして、非常に大きい事業所と小さな事業所といういろいろあるわけとございすますが、その場合に同じものを与えるということとはかつて運営上も適正ではないと考へられますので、定款の作成の面におきまして実情に合うような方法を十分基金と相談してまいりたい、かように考へております。

○岡田(利)委員 定款に定めるべき事項、これは大体告示されるわけですが、もちろん厚生大臣の認可を受けなければならぬわけですから、大体要綱と言ひますが、これを明らかにされていと思ふのですが、ほぼその草案的なものは出ておるのですか。

○伊部政府委員 この基金は先ほど政務次官から御答弁ございましたように、事業主が合同して自主性を尊重してつくつていくという性質でございすので、政府といたしまして定款の案といったようなものを用意はいたしておりますが、ただ給付の内容等につきましては、年金問題小委員会の考へ方によつて示された内容をこれに盛れるように十分努力してまいりたい、こう考へております。

○岡田(利)委員 しかし定款の「事務所の所在地」とかその他「会員に関する事項」「総会に関する事

項「あと事業その他についてはある程度制約を受ける以上、これらの点についてはある程度構想とあるいはその結果、総会に提出してはどういうことになるのかというものがほぼ明らかになることには、自主的にまかせざるを得ないことにならぬ」というわけだ。したがって相当大幅に自主性にまかせるとしても、肝心なところは政令事項ではございませぬけれども、行政指導の柱として明確に示す必要があるんじゃないか、こう思うのですが、いかがですか。

○伊部政府委員 この定款は、厚生大臣が通産大臣と協議をして認可をいたすわけでございまして、その過程におきましていろいろ基金とよく相談をして問題を煮詰めてまいっている趣旨でございまして、政府におきまして定款案といったようなものを用意をしてこれを事業主側に、申しつけるわけではございませぬが、示すといったようなことは避けたい、そういう意味で申し上げておるわけでありませぬ。

○岡田(利)委員 先ほどから議論になっておるうちに、坑外員の場合には、会員の二分の一以上の希望がなければならぬ、こういう法のたてまえになっておるわけですね。そういういたしますと、その会員の構成員が権利義務がどういううぐあいにあつたのか。これは一票一票なのか。あるいはまた会員の構成について別な点について検討する余地があるという答弁でもあるわけですから、そういういたしますと、その基本になる会員の事項だけでも明らかにしたい問題なんじゃないですか。この法そのものの前提がくずれないわけですかね。基本になる面がくずれないわけですから、これは明確にしておかないと、あとの坑外員の場合に重大な問題になると思つた。場合にやうてはちよつと審議がむずかしくなつてくるのではないかと思つたが、いかがでしょうか。

○伊部政府委員 先ほど申し上げました実情に合うように相談したいというのは、総会における議

決権の取り扱いでございまして、この点運営に關してはと申し上げたのでございませぬが、設立の際の会員あるいは先ほど問題になりました十八条の二分の一以上の会員、これは会員として大きな企業も小さな企業も一票を持つわけでありませぬ。

○岡田(利)委員 この基金の設立にあつて、この基金の対象になる事業所で厚生年金保険の適用を受けていない事業所はありますか。

○伊部政府委員 基金の対象になる事業で厚生年金の適用を受けていないという御質問でございませぬが、それはございませぬ。

○岡田(利)委員 いま適用事業所の厚生年金の保険料の納付状況はいかがですか。

○網野政府委員 保険料の納入状況につきましては御説明を申し上げますと、昭和四十一年度の関係でございませぬが、昭和四十一年度の現年度分といつたしまして、総額といたしまして、大体九六・九七%を納めていただいておりますのでございませぬ。これは、ちなみに申し上げますと、健康保険料よりはいいというところでございませぬ。

○岡田(利)委員 いま発表になった数字で、納めていない事業所はどういう事業所ですか、わかりませぬか。

○網野政府委員 こまかい具体的なケースは、ちよつと私資料を持っておりませぬのでわかりませぬがたとえ炭鉱がつづれてしまつた、したがつて清算段階に入つておる、こういう会社につきましては、過年度保険料の滞納という問題がございませぬ。これにつきましても、できるだけ納めていただくように督促状を出すなり、いろいろな手段を講じておるわけですが、できるだけ納めてもらつておるわけですが、なお事実上取れないというやうな形も若干出ております。

○岡田(利)委員 そうすると、この基金の見通しとしては、大体この程度の九六・九七という数字が出たわけですが、この程度でいける、こういう確信をお持ちですか。

○伊部政府委員 この程度以上の数字をあげなくてはならぬ、かように考えております。

○岡田(利)委員 基金の運営審議会というのが設けられておるわけですが、これは学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する、しかもそれは十名以内である、こうなつておるわけですが、この構想は具体的にどういうことをねらつておるのか。また、これは基金の業務の適正なる運営となつておるわけですが、おもにどういうことを審議会に付託されるということであつておるのか、お聞きしたいと思つた。

○伊部政府委員 年金制度は長期にわたる制度でございまして、いろいろ世の中の状況に應じて、給付その他の内容につきましても変更を加えていくような事態が生じようかと思つたのでございませぬ。その場合におきまして、いろいろ労使間におきまして意見の相違等もあらうかと思つたのでございませぬ。その場合におきまして、ちよつとこの法律案を提出するまでの過程におきまして年金問題小委員会が果たしたような機能を、この運営審議会に期待したいとおるわけでございます。

○岡田(利)委員 そういたしますと、今後の情勢の推移等があれば、それに適合するように年金基金の内容等についても変わることがある、適応していかなければならぬ、こういう面を特に運営審議会に期待してゐる、こう理解してよろしうございませぬか。

○伊部政府委員 御指摘のとおりでございませぬ。なお、それとともに、労使間がこの年金問題を契機としてまたいろいろ問題を起すことは非常に好ましいことではございませぬので、労使間の意見がこの運営審議会の場において十分煮詰まつて、新しい事態に適応しつ、労使間のそれについての一そう円滑な関係ということをお願いしておるわけでございます。

○岡田(利)委員 広い意味における学識経験者という中には、労使に所属する者が経験者として入ることが予想されますか。

○伊部政府委員 これも先ほどの役員人事等々と同じように、政府としてこの運営審議会の委員に任命される人について、こういう人であるべきだ

ということを発表する性質のものではない。いづれにしましても、この運営審議会の委員の方々は、労使双方から信頼されておられる方であつてはならないというところは言えると思つた。

○岡田(利)委員 私は広義に解釈して、十名以内ですから、一名くらいずつは労使の意見というものも反映できるような人が入つていていいのではないかと。十名とすればその二割ですか、二名くらい、そういうほうがむしろスムーズにいくのではないかと、実はこういう気がするわけですが。もちろんこれは干渉することではないでしようけれども、特にこの基金ができて、学識経験を任命する場合に、そういう点についても検討してよろしいのではないかと。また、その点のサゼンチンをするのは、別にどうということはないわけですから、基金の設立の経過にかんがみてそのほうが望ましいのではないかと、こう私は考へて、学識経験者の範囲といひますか、中身になるわけですが、そういう点を実は希望いたしてゐるわけですが、そういう考えについてはいかがですか。どういふ見解をお持ちですか。

○伊部政府委員 ただいま申し上げましたような趣旨におきまして、この運営審議会には労使双方からいわば信頼される方であることが望ましいわけでありませぬが、ただ法律の規定の上から申し上げますと、労働者の代表そのものは、やはりこの法律の解釈上入らないのではなからうかという感じはいたします。

そこでこの運営審議会の委員を任命する際に、労使双方から非常に信頼の厚い方々を選びたいとあるというのを申し上げたわけでございますが、先生の御指摘になられたような点も、基金が成立した場合に、こういう議論がありましたというこの国会の場における模様はちよつと伝えたいと思つたが、やはりいまの段階におきましては、抽象的に労使双方の信頼の厚い方であるべきであらうということをお願いしておきたいと思つた。

○岡田(利)委員 もちろんこの基金は、事業主が

共同基金として負担するわけですから、厚生年金とは違うわけですね。政府、被保険者、事業主と、こういう三者の関係とは違うわけですが、しかしその基礎が厚生年金であり、設立の経過、その目的、設立の趣旨というものを考える場合に、そういう点は許容できる面で消化したほうがよろしいのではないかと、私はそう考えますので、特にこの点については意見として述べておきたいと思ひます。

それから基金の行なう事業であります、坑内員又は坑内員であつた者の死亡に關し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。ということになつてゐるわけですが、死亡退職金の問題でございまして、ただこの場合、これも先ほど若干議論が出ておりますけれども、いま制度ができて、五年後に初めて給付が行なわれるわけですが、そして過去十五年間通算期間があれば、一応めどとして二千五百円、こう言われておるわけですね。しかし長期にわたつての基金が積み立てられる、二十年間ないし三十年間この基金が積み立てられる、そうしてそういう対象労働者が死亡する、二十年であれば七千円、ということになつておるわけですね。これも、死亡一時金で消化をされるという点について若干私はどうかというふうな考え方があつたわけですね。たとえば、厚生年金であれば半額、遺族年金として支給される。あるいは、いま炭鉱における民間企業の年金制度を調べてみますと、大体これは本人が死亡した場合に十年に限り年金を給付する、こういうたてまえになつて民間の炭鉱の退職年金制度というものはつくられてゐるわけですね。私はそういう面から考えれば、死亡の場合、その年限にかかわらず、充足以降の年限にかかわらず、すべて死亡一時金という形で処理されるということについてどうか、こういう気持ちを持つておるわけなんです、そういう長期的な展望に立つてこのように規定をされたのか、あるいは別な理由があるのか。そういう長期的な展望に立つ場合には、それとずいぶん時間のある問題だから、その点は研究をして、民間でもやつて

いる十年間に限つては支給をするというふうな考え方に立つのか。こういう点についての検討はどの程度まで行なわれてかういふ考え方に立たれたのか、承つておきたいと思ひます。

○伊部政府委員 この死亡一時金は、年金問題小委員会の考え方によつて、老齢年金受給の期待権を尊重する意味において、受給権者が受給開始後二年以内に死亡した場合において、年限に達するまでの残存期間に対応する年金総額の半分程度を死亡一時金として支給すべきであらうということになつておるのでございまして、老齢年金受給の期待権を尊重するという意味でございまして、先生の御指摘の問題は、私のほうで誤解があるかも知れませんが、何年でもとにかく、多少時間を要するといつたにしても、老齢年金受給の資格があつたけれども、それ以前になつてしまつても一時金を支給せよという趣旨でございましょうか。

○岡田(利)委員 私の言ひは、極端に言へば、これから二十年たつて受給資格を持つた、そして支給を受けずに死亡する、その場合も一時金で処理されるわけでしょう。しかし、民間企業の、たとえば炭鉱でいまやつてゐる年金の場合でも、そういう場合には十年に限り遺族にこの年金をやるとか、そういうような方法もあるわけですね。あるいはまた厚生年金の場合には、これは半額支給をする、こうなつておるわけなんです。二十年から二十年とつめて資格を持つたけれども、本人が死んだために半額だけ一時金で処理をされるという点については、基金の趣旨からいつて若干弱いのではないかと、こういう私は見解を持つわけですね。その点についてはやはり厚生年金もしくは、年数を限つて遺族給付をするとか、そういう点が考慮されるべきではないか、こう思ふのですが、そういう点が出てこなかつた理由は一体どういふ理由によるのかということなんです。あるいは検討されたかどうかということなんです。

○伊部政府委員 先ほど来申し上げましたように、この制度は、老齢年金受給の期待権を尊重する、さらに、この制度自体が老齢年金の支給を目的としたしてゐるのでございまして、その点では厚生年金基金もまた同様でございまして、厚生年金基金でも、ただいま先生御指摘のような意味での遺族年金はここでは実施いたしておらないのでございまして。

○岡田(利)委員 厚生年金の場合は遺族年金があるでしょう。それは給付額の半分は遺族年金として給付されるようになってゐるわけですね。その目的とするところは、やはり労働者の老齢についての生活の安定、もちろんこれは本人はもとより家族を含めて生活安定ということが考えられて定められておるわけですね。その点私は同じ趣旨ではないかと思ふわけですね。

したがつて、特別年金というものを設ける。それは今日の石炭産業の置かれてゐる現状から、雇用を確保するという問題もある。炭鉱というものは、御存じのように、一産業一社会的な傾向にございまして、比較的都市炭鉱といふのはまれなわけですね。そこに家族とともに、家族の協力を得てでなければ、炭鉱に長期的に働くといふことは不可能なわけですね。そういう面ではほかの産業とは特殊な面があるわけですね。私は、そういう面で、厚生年金の上に特別基金制度をつくつて、年金をプラスアルファで出すという魅力が、本人だけでなく家族を含めて、魅力がなければならぬと思ふのです。

そういういたしますと、今後二十年から二十年、年金の積み立てをした、ところが死亡したという場合に、単にそれが一時金で処理をされるというのはどうか。むしろそれは厚生年金の遺族年金にプラスしてある程度の年金が支給をされるという方向のほうが望ましいのではないかと、こう私は考えるわけなんです。

○伊部政府委員 厚生年金におきましても遺族年金は厚生年金の本体で解決をいたしてゐるものでございまして、厚生年金基金は老齢年金が中心でございまして、他に死亡等の一時金はございまして、遺族年金はやはり厚生年金本体で解決をいたしておるものでございまして、これに準じま

してこの場合も遺族に關する部分は厚生年金本体で遺族年金として支給をされるというぐあいに考へておるのでございまして。

さらにまた、遺族年金といつたような問題につきましては、やはりそういう取り扱ひをいたしたのも、なるべく大きな分母でやつたほうがよろしいといふことがその基礎にあるわけでありまして、遺族年金の問題につきましては、厚生年金本体の今後の一その改善の問題として考へていきたいと思つておるのでございまして。

○岡田(利)委員 そういたしますと、この石炭産業年金、特別年金も、厚生年金本体で解決してゐるわけですね。だから、遺族の部分についてはこの基金の本体で解決すればいいじゃないですか。同じ考えでいいのですよ。でなかつたら、炭鉱労働者の特別年金そのものを全部厚生年金の本体で解決する。しかしそれは他産業のやつが食い込んでおるといふ答があつて、こういう特別基金、共同年金制度ができたわけですね。したがつて、死亡した場合には一時金で処理をするのではなくして、その上積みなんです。その半額なら半額は遺族年金で、この基金の本体で解決すればいいのじゃないですか。そういうことは不可能ではないのじゃないですか。私はそう思ふのですがね。

○伊部政府委員 厚生年金全体の改善で考へてはどうかという点も、一つの検討の過程におきましては出た問題でございまして、それはやはり厚生年金自体におきましてバランスがあるのでございまして、すでに坑内夫が厚生年金の中におきまして非常に優遇を受けておることから、そのバランスの問題もございまして、さらに、御承知のとおり、この石炭産業年金基金は全額事業主負担で行なわれておるのでございまして、厚生年金はたてまえとして労使折半負担ということになつておるのでございまして、坑内夫なりあるいは石炭産業に關する部分だけこの原則をくずすことも非常にむづかしい面もございまして、結局年金制度全体としては、先ほど来申し上げましたような、厚生年

金基金のいわば変形ともいべき合同石炭鉱業年金基金という制度で問題を解決しようと考えたわけでございます。

その場合遺族年金をどう考えるかという問題でございますが、遺族年金という形で問題を考えますと、やはり一そう、問題といたしましては狭いグループでありまして、死亡事故が遺族年金のコストとして大きくかぶってくるわけでございます。まして、やはりそういった趣旨で厚生年金保険法におきます厚生年金基金でも遺族年金、障害年金は厚生年金の本体で政府管掌部分で解決する、基金につきましてはその老齢年金のプラスアルファ分を中心と考えていくという整理をいたしておるのでございます。

なお遺族年金につきましては、昨年の二月の法律改正によりまして、業務上の死亡に関しましては労災と厚生が併給されることになっております。それから基本的に遺族年金につきまして、特に子供のある遺族につきましても多少給付を改善すべきではないかという議論が厚年部会その他の審議会等におきましても行なわれておりまして、かつILO百二号条約におきましてもそういうような議論がございますので、次の改正の機会に遺族年金の改正問題につきましては十分前向きで取り組んでまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○岡田(利)委員 私はこの二十年という問題を問にするわけですね。結局炭鉱に定着してもらいたいという意味を込めて、こういう年金制度ができるわけですね。これは家族の理解と協力を必要とするわけですね。したがって二十年つとめた、そして本人は死亡した、そして一時金でそのまゝ消化されてしまふ。ですから二十年つとめた場合には、たとえ十年間なら十年間、民間でやっているように遺族に対して十年間に限ってある程度の見合給付額を差し上げるということも、これは決して悪いことではないわけですね。別に体系をくずすこともないわけですね。範囲内でやるわけですから、むしろそういうことをくふうされたほうがよい。

り魅力的ではないか、実際的ではないかという気がするわけですね。企業で働いておるのは本人だけなんだ、家族は別なんだという感覚はどうも理解ができないわけですね。特に炭鉱労働の面からいけば、この点私は検討されていいんじゃないか。しかしこの基金が発足して五年後から給付が始まる。だから十五年を認めるという、この二十年と分離をしないで考えないといけないと思うのです。私は二十年以内については一時金で消化をする、二十年の権利が発生した以降についてはこの年数に限るとかあるいは給付額で見ると、こういう方法がやはりこの年金のたてまえでは実際的ではないか、こういう気がするわけですが、そういう点の検討は別にされていません。

○伊部政府委員 厚生年金は、先ほども説明申し上げましたように労使折半負担でございます。労働者も相当の負担をいたしておるわけでございますが、その場合老齢年金の長年の積み立てを経て老齢年金受給資格ができた。ところが日ならずして死亡したというような場合においては、遺族年金、いわば労働者の負担した分の掛け捨て防止といったような趣旨もあるわけでございますが、この石炭鉱業年金基金の場合は全額事業主負担でございます。この点多少厚生年金の考え方と違ふ面があるわけでございます。もちろん厚生年金本体で坑内夫の老齢年金をもらっておる方がなくなつて遺族年金を受けることは当然でございますけれども、そのロジックをそのまま石炭鉱業年金基金に持ってくるわけにはいかない面がございます。さらに先ほど数理解長が、平均余命を十九年と申し上げたわけでございますけれども、いま先生御指摘のようなことになりましたと、事実上その十九年が相当伸びるという結果と変わらぬわけでございます。現在の数理解算上は、ただいま申し上げましたように、死亡後十年の残存期間に対応する年金相当額の半分程度を見込んで保険計算をいたしておる、かような状況であるわけでございます。

○岡田(利)委員 これはやり方ですからね。そういうこともやれどか、おかしいということにはならないのだと私は思うのです。ただ組み立て方がこう組み立てたからこうなるんだということだけであって、そういう点については別な基金なわけですから、おかしいとかなんとかという問題でなくして、組み立て方が違つたのだと思うのですけれども、私はやはりこういう点について、いま五年後の話ですから、しかも私が言っているのは二十年後の話ですから、時間がある話ですけれども、ぜひ記憶にとどめておいてもらなければならぬではないか、こう考えるわけです。

それと同時にこの基金の運用にあたって、これは事業主が負担することになっていきますけれども、この基金に対しては労働者が負担をして参画したいという希望が出た場合、より魅力あるものにするために、そういう希望が出た場合には、これは別に方法はないわけですね。いまの基金の性格というものは事業主負担だ、こうなっているわけですから、将来そういう希望が労働者から出た場合には、そういう点については考慮することができ、性格のものです。それともあくまでも事業主負担一本という考え方に立つておるのか、この法案を出すにあたって、そういう点についても検討されたことがあるかどうか、伺っておきたいと思ひます。

○伊部政府委員 この制度を考えますときにあたりまして、当初から労働者の安定的確保というところが目標でございます。そのために事業主の合同した年金制度をつくるということが石炭鉱業審議会でも明らかにされておるわけでございまして、その趣旨から申しますと、やはり費用は全額事業主が負担をして、それによって給付を考えていくということが本筋であるというぐあいに考えておるのでございます。

○岡田(利)委員 この基金の運用の問題なんです。過去十五年間の通算期間があり、五年間つとめれば坑内夫は五十五歳から二千五百円、二十年後は七千円を支給する、これは年数によって違ふわけですね。この点は費料をせひ出してもらいたい。

それから坑外員の場合、これはきまれば六十歳から支給されるわけですね。この場合についても同様その年数によって一応試算されているわけですから、額がきまっておると思うのです。これはぜひ資料で出してもらいたいと思うのですが、これはできているわけでしょう。五年何ぼ、六年何ぼ、二十年何ぼ……。

○伊部政府委員 やつてございます。

○岡田(利)委員 それは資料として、いいですね。

○伊部政府委員 はい。

○岡田(利)委員 先ほど質問が出ておりましたけれども、坑内に十五年間働いていて、その後坑外に五年間働いた場合には二千五百円出るわけですね、五十五歳になれば、坑外に十五年いて坑内に五年いた場合にはこれはどうなんですか。

○伊部政府委員 さような場合は坑外夫の取り扱いになります。ただし坑内員として働いた期間につきましては若干の優遇をすべきであらう、こういうふうに考えます。

○岡田(利)委員 そうすると逆に、坑内に十五年働いて、坑外に五年間働いた場合には、これはどうなんですか。

○伊部政府委員 その場合も坑外夫の扱いになります。そうして坑内期間について若干の優遇される、つまり坑内が二十年にならないう限り坑内の年金にはならない、こういうことです。

○岡田(利)委員 そうすると、過去の通算期間が二十年いて、坑外に五年いた場合はどうなりますか。

○伊部政府委員 その場合は坑内夫の年金が支給されます。

○岡田(利)委員 いや過去です。

○伊部政府委員 坑内の過去二十年とおっしゃいましたが、過去は十五年でございますからもう五年働いていただかなければなりません。

○岡田(利)委員 優遇措置をとられるといふわけけれども、この点が炭鉱の特殊事情なわけですね。

たとえば坑内に過去二十年も働いておった、そして災害にあつて坑内労働は不適である、したがつて坑外勤務をしなければならぬという方も相当出てくるわけですね、炭鉱災害率は高うございませうから、それからまた、もちろん疾病によつて坑外に転換する人もあるでしょうが、いろいろ事由はあると思うのです。そういう点で、特にこの面の優遇措置というのは単に年数だけで考えられるのか、事由によつて考えられるのか、そういう点については検討されておるのですか。

○伊部政府委員 当初考えられておりましたのは坑内員だけでございまして、坑内員として働いておられた方が、たとえば災害等によりまして坑外に出られる、そういう場合の特別の配慮をせよというところが石炭鉱業審議会の答申にも明らかにされておるのでございまして、その後坑外員にも実質上適用する、そしてそれを合わせて考えるということでございますので、坑内員である期間について、たとえば十五年あれば十五年分について優遇措置を考える。その場合坑内員であつた方が坑外に移つた事由は問う必要はない、こういうふうな考えております。

○岡田(利)委員 そういたしますと、今度は坑外に十年いて、坑内に十年いた場合にはどうなりませうか、十年ずつという場合。

○伊部政府委員 坑外夫の年金を支給されることになりまして、坑内員であつた期間十年について優遇措置がとられるということになります。

○岡田(利)委員 そういたしますと、結局はその坑外員であつた者が坑内に入つた場合には、これからこの法が施行されてからとにかく今後二十年間坑内にいなければ、五十五歳からの坑内員の給付は受けられない、こういう意味ですか。

○伊部政府委員 御指摘のとおりになると思ひます。

○岡田(利)委員 ここなんです。優遇措置といつても、まず厚生年金では六十歳と五十五歳とこうなつてゐるわけですから、これが一つもう違ひがあるわけですね。それと同時に、いま石炭の

合理化というのはずいぶん進んでまいりまして、坑内員がずいぶん減つたわけですね。昔は四分六分の割合で坑内員がおつたのです。ところが今度のはほとんど二割に満たない。極端なところは一割ちよつとですね。非常に減つたわけですね。しかしさらに坑外員関係はほとんど縮小して、今日の石炭産業の合理化の趨勢の中でせひ坑内で働いてもらう、こういう方向で坑内に転換しておるわけなんです。ですから坑内に十年おつて坑外に出た場合と、逆に初めは十年間坑外員であつて、あとから坑内に十年であるという場合、この場合は実際にはずいぶん意味が違つてくるわけですね。鋭角的な合理化を進めたわけですから、そうしてこういう制度の問題まで発展してまいつたわけですから、したがつて同じ十年、十年の年数であつても、あとから坑内に入つたほう、このほうを優遇しなければならぬのではないかと。このほうが坑内人員の確保という立場からも、また設立の経過からいつても、当然配慮されてしかるべきではないか、こう思ふのですが、その認識についてはいかがですか。

○伊部政府委員 坑内員の期間と坑外員の期間の評価を異にいたしておりますので、坑内員の期間が少ない方が多い方と同じような評価を受けるということは原則的には適當でないと考えられます。

ただ御指摘のような問題は、結局具体的にいいますと、通常そういう場合は相当高年齢で坑内夫に入つてきたということになるかと思ふのであります。相当地高年齢で厚生年金に入つてきた場合におきましては、厚生年金本体におきましても優遇措置があるのでございまして、将来の問題として検討してよい問題だと思ひます。同じ期間を同率に扱うという意味ではなく、高年齢で新たに入つてきたという意味で、将来の問題として検討すべき問題であると思ひます。

○岡田(利)委員 御存じのように、昭和三十八年ごろから鋭角的な合理化が進められてゐるわけですね。そうして、坑外から坑内にもどんどん入つた

わけですね。たとえば過去十年、十五年坑外だつたけれども、三十八歳で坑内に入つた、これは定年という制度があるわけですね。五十五歳の定年、一般にこの炭鉱でも常識化されてゐるのです。これ以上の定年はないわけですね。おそろく、適用を受ける炭鉱は全部定年は五十五歳です。そうすると、十八年しかないわけですね。しかし、過去、坑外の勤続年数というものは非常に長い、こういうケースも出てくるわけですね。しかし、年金のたてまえからいつて、二十年という線が厳然としてあるわけで、二年間足りないために坑内の年金が受けられない、こういう面が出てくるわけなんです。こういう場合に、坑外の過去勤続年数期間というものは、やはり考慮されていいのではないかと、こう思ふのですが、そういう点については検討されておるのですか。

○伊部政府委員 坑外夫も適用対象といたします関係上、坑外夫の過去勤続期間も、従来とは違ひまして生かされてくるわけでございますが、ただ御指摘のように、過去十年間坑外夫で、その後十年坑内夫であるという場合におきましては、年金の本筋としてはいづれも坑外夫という支給になるのでございまして、その点が、現在の体制におきましては、やはりそういう坑内夫を中心として取り扱ひを考慮していくことになるかと思ひます。その点は、坑内夫だけに当初計画がしぼつておりましたのに比べますと、坑外夫の取り扱ひは非常に有利になつておるといふことは言えると思ひます。

○岡田(利)委員 問題は、厚生年金といふものが一つ基礎にどうしてもあるわけですから、そういう点でなかなかめんどろな問題だと思ふのです。しかし炭鉱の坑内で二十年間働いて五十五歳から年金の適用を受ける、二十年から若干でも欠けて、炭鉱労働者だつたけれども坑内員の適用は受けられないということになってきますと、五年間のズレがあるのですから、坑内勧誘という面では、いまほんとうに十八歳からばつと若年労働

者が炭鉱の坑内に入るか、それとも農業をやつておつたりあるいはほかの坑外にいたりして、転換して坑内に入つてもらつて労働力を確保する、いづれかなんですね。中途半ばなんというのはいけません。二十四、五歳からふらふらと来るというのは少ないわけですね。大体、養成などしてゐますから、さつと入つてくるかあるいは中高年齢に近くなつて坑内に入るわけですね。転換してくるといふケースが非常に多いわけなんです。もちろん厚生年金の場合にはほかのお金を食うわけですからなかなかめんどろなわけですが、せめて基金の成立趣旨からいつて、こういう面については弾力的に扱つていいんじゃないかと。いづれも一定の中年層になつて坑内に入る、そういう労働層も大事なわけですね。どうしても労働力を確保しなければいかぬのですから、そういう面については基金の制度が違ひますから、少し弾力的に考えられていいんじゃないかと。計算は先ほど課長から説明があつて年金とさうして同じで積み立てられてゐるのですけれども、そういう意味で四十円が三十八円になるのと四十二、三円になるのと、四十円でなければならぬという根拠はないわけですね。ですから、そういう意味ではほかの産業労働者に迷惑をかけないのですから実際の面を重視をする、実際の面をやはり考えていくという考え方がある程度強く打ち出されていいんではないかと、私はこういう気がするわけですね。今度は審議会もできるわけですから、そういう實際面に対応して基金を運用するといふような面についてある程度弾力を持たしたい、こういうふうには思ひます。

○伊部政府委員 ただいまの基金の積み方としては先ほど来御説明申し上げたとおりでありまして、基金に設けられます運営審議会等におきましても十分検討してもらいたい、かように考えておる次第でございます。

○岡田(利)委員 坑外員の場合には過去年数十五年で五年間つとめる者、そして六十歳からです

して労働力確保ということを主な目的として立案されておるわけです。先生いまおっしゃいました受給資格の要件でございますけれども、この点に

提に立てば、大きなところも休庵山の形になって山が閉山をされるという場合もあるわけですね。しかも日本の石炭は九州と北海道に偏在をして、

構想はどうなるかということになりますが、私どもは各社個別にあたりまして、やはり十年後にお

あるいは高年齢層の場合なかなか就職がむずかしい。特に炭鉱から炭鉱という場合には四十代が問

題なんです。いまの場合でも基準としては初めは三十歳以下の労働力を確保するということは、平均年齢が三十九歳、坑外が四十一歳ですから、どうしても平均年齢を若返らせるためには、平均年齢以上の者を採用しておいたのではますます老齢化していくわけですね。こういう数字が出てくるわけですから、結局三十九歳以下の者を採用しなければ若返らないわけですよ。そうすると炭鉱から炭鉱へ行く場合でも、結局四十歳あるいは中小炭鉱のような場合には四十五とか五十過ぎとかありますけれども、あと炭鉱で働くなら組夫でも入らなければ働けない。ところが組夫はこの年金法の対象にはなっていない。有沢さんの小委員会では、直轄夫に切りかえるべきである、まことに当を得たことではないかというわけですよ。炭鉱というのは次々と掘進をするわけですよ、それが起業掘進であります、起業工事の組夫がやるわけですから、組夫は一定の数確保されている。これを全部直轄夫でやるなんて体制は、いまの場合には言うことはできても実際のには考えられないことだと思うのです。ね。こういう中に矛盾がある。五十歳というのは矛盾がある。一方においては山の閉山が自分の意思によらずに行なわれるということになるわけですよ。

そこで私は、この点は、もちろん五年後、各通算期間十五年あつて五年たてば年金がもらえる、それと今後二十年間の人のために経営者、事業主が積み立てをして、二十年たつても、五十歳にならなければもらえない。ですからこの基金ができても、五年後から給付が始まり、しかも基準になるものは二十年だとすれば、その間各通算期間十五年あつて五年の場合と、今後二十年の場合、これはずいぶん違いがあるわけですね。ここをある程度くふうをしなければならぬのではないかと。そういう面で実際的にも少しくふうをしなければならぬのではないかと。でないとなかなか魅力のある、あるいは年金というものが全部が生きてこないということになるのではないかと、私はこう

思うわけですね。この点一応厚生省としては年金の答申を受けてそれぞれ積算をしたわけですから、でも、こういう実態面について、ぜひこれは労働省、厚生省、通産省、三者詰めて実態的になるように処置をすべきではないか、こう考えるわけなんです。

まあ端的にいえば、今後二十年つとめた者は厚生年金の受給資格があるわけですから、それには五十歳でなくても上げなさいということですよ。あとの各通算期間の問題点についてはなかなか御意見があると思うのですが、これは実態的に処置すればいいと思うのです。まず基本になるものは今後二十年つとめた者については受給資格があるのだ、こうしなければならぬと思うのです。ね。この点びしゃっとセツトされたものではないでしょう、この積算基礎、どうですか、そこまで全部あれていくのですか。

○伊部政府委員 三十五歳以下の人数がどの程度であるかということと積算基礎にしてそういう計算をいたしておると思うのでございますが、その点先生御指摘のように五十歳まで働いてその後退職をした人に対して五十歳から年金支給をするというの、財政上の理由もありまして、と同時に五十歳までは働いてもらいたいという意味がその中に隠されておるのでございまして、この点関係各省におきまして、そういう中高年の雇用をすすめるという努力をお願いしたいと思うのでございますが、今後の問題といたしまして、今後二十年間、この制度が始まってから二十年やっただけで、この点についてどう考えるかという問題でございますが、この点につきまして、今後の問題としてこれを運営審議会等におきましても十分検討してまいりたい、かように考えております。

ただ御指摘もございましたが、過去勤務期間が非常に長い間やつております方はこれを含んだ二十年間で単純に年金を支給するということになりまして、逆にその制度が労働力を確保するものではない、労働力を出してしまうという制度にもなりかねないおそれがございまして、過去の勤

務期間を含む方につきましては問題がございまして、将来の問題につきましても運営審議会等におきまして十分検討すべきであらう、かように考えている次第でございます。

○岡田(利)委員 この問題は私はぜひ、法案を出すにあたって統一の見解というのか、そういうものを、もう少しびしゃっと示していただきたいと実は思うわけですよ。私は特に憲法の精神からいえば、職業選択の自由ですから、厚生年金の場合でもそれそれどこへいっても通算になるわけで、これだけ特別年金なものですから、こういう五十歳というものが出てきているわけですが、一応憲法の精神からいっても、厚生年金法があつて二十年というところで年金受給資格を持つとするならば、やはりそれははずしてはならないのではないかと

思うわけですね。五十歳まで、いまの場合は気持ちとしてはわかるのです。十五年やつてあと五年、これが五十歳。まだ働いてもらいたい。この気持ちはいまの石炭産業の置かれてる現状から、また年金のこういう制度をつくるわけですから、わかるわけですよ。しかしもう少し冷静に二十年というものを考えてみますと、どうも憲法の精神に反するような気がするわけですよ。そうしてその基礎になる厚生年金の受給資格の発生という面から考えても、ちょっと問題点だと思つておるわけですよ。したがって、あすの委員会になるか、あさつての委員会になるか知りませんが、私もこの法案の審議を急いでおりますし、そういう意味ではぜひ一つこの点のある程度の見解というものを示していただきたい、こう思いますので、この点はよろしいですね。あらためてひとつ、もう少しまとまつた見解を求めたいと思つておるわけですが、政務次官よろしいですか。

○田川政府委員 いまの問題でございますが、統一見解といひましても、やはりいま私たちが述べた程度以外にはおそくちよつと申し上げられな

いのではないと思ひます。将来の問題といたしましては、局長も言いましたように、検討すべきことでございまして、そういうことで御了承

ただければたいへんありがたいと思つております。

○岡田(利)委員 財源がトン当たり四十円ということなんです、共同年金ですから、いろいろそれはとり方もあるんでしようけれども、年金の立て方から言えば、厚生年金の受給資格者ばかりなんですから、厚生年金の場合にはそれぞれ事業所のその所得に応じて政府と事業主が負担するわけですね。そうしてその事業所は総まとめで幾らという納付金を納めるわけですよ。この場合トン当たりですから、能率百トン出しているところと三十トン出しているところとは極端な違いです。百トン出しているところは人数が少なくない、負担しなければならぬ。能率の悪いところは負担割合が軽減される、これは非常に矛盾に満ちて

いるわけですよ。普通、年金の立て方というのは個人単位なわけですから、それをこういうぐあいにトン当たりにした理由は、単に答申が一応財源として「トン当たり四十円程度と考える」という述べているから、それで最も手つとり早く経費もかからぬ、そんなにめんどうくさくなく、ばつと金を集める方法としてすかつと乗つたという感じ、すわり込んだという感じがするわけなんです。そうではないのですか。

○伊部政府委員 年金問題小委員会がトン当たり四十円程度と示しましたのは、この年金制度に対する事業主の負担の総額を、この程度が妥当であるという判定をされたものでございまして、実際にこれをどう保険料として徴収していくかということは、別にこの小委員会の考え方で示されておられませんし、かつこの法律の中でも示しておられないのでございまして、これも定款にゆだねられておるのでございまして、したがって、トン当たりでとる部分と、たとえば人間当たりでとる部分とがあつてもよろしいのでございまして、ただいまの関係者との話し合いの方向といたしましては、文字どおりにトン当たり四十円で徴収するいは負担をするというほうがむしろ簡単かつ明瞭であるというふうなことで、そういう方向に落ち

つきつあるということでございます。

○岡田(利)委員 石炭局長、これはどうですか。

一つは先ほどの、五十歳でなければもう三十年勤めてもやらないというたてまえ、これは石炭政策の立場から言って、いますぐ労働確保が急務なんです。将来はさらに大型化して合理化されて、そこに安定的な雇用の確保というものは、ある程度時間もありますから考えられるのではないかと。いま確保するためには、おまえとにかく入った五十歳でなければ恩恵がないのだぞということはどうかと思うのです。私はこの点は財源等の問題も積算からいえば関係があるのだけれども、たいした問題じゃないと思うのです。ですから、この点は通産大臣も関係があるわけですから、先ほど政務次官も言われておりますけれども、通産、厚生で若干詰めて、いますぐできなくても、審議会もありますし、ある程度この面の問題点を説明する必要があるのではないかと、こう実は思うわけです。もちろんわれわれ委員会としては各党相談して、これは最低修正もしくは附帯決議をつけなければならぬ部分なんですけれども、少なくともそういう点についてはあまりにも実際面とかけ離れておる。いま若い労働力を確保することが先決なので、そうすると五十歳でいなくても二十年働けばとにかく年金受給資格は発生するのだ、そうして五十五から要件が発生してプラスアルファの恩恵を受けるのだということにして労働力を確保しない、この法律の意味は欠けてくると思うのです。これは財源の問題——政府がやるなら、さあどうしようかということになるのですが事業主の負担なわけですから、その背景があるわけですから、この点せつかくの政務次官の答弁もありますけれども、ひとつ詰めておいてもらいたいということが一つです。

それと、トン当たりのこの四十円の問題ですね。通産省としてはトン当たりのはまだきまっていないうい言いますけれども、しかしトン当たり四十円、四十円ととにかく言われてきたんです。そういう点についてはいままでの過程からいって、

特段の何かあるのですか。

○井上(亮)政府委員 まず最初のお尋ねでございますが、今後二十年坑内で働いた方々に対する措置でございます。これは厚生省がお答えになりましたように、今後私ども検討問題にさせていただきますというふうな考えでございます。要は、この問題を考えますときに労働者を炭鉱に定着させるという定着政策、それと公平の問題、この二つから見て、今後二十年働く者はいいかどうかということ、他のこの制度に乗る方々との振り合いもありましようし、そういう見地から相当真剣に検討して見る必要がある。同時に、しかしその反面定着政策という問題が大切だ。それから第三点は、経営者の負担とのかね合いの問題があるかと思

います。そんな点を総合勘案して、今後労働者、厚生省とお打ち合わせをしていきたいと思ひます。それから第二の御質問の経営者の負担の問題でございますが、これは経営者は、率直に言いますとトン当たり三十円というのが経営者の決議に相なっております。しかし三十円ではなかなか十分でないというふうな意見も、年金問題小委員会の検討の過程で出ました。今日経営者のほうから、条件つきで四十円を最高限度にしたという話が出ております。最高限度と申しますのは、年金問題を今後やっていきますに際しまして、そのつどまた少しこうしたほうがよりベターだ、また負担を上げろや、五円くらいはいいだろやというふうなことでは、これはもう取捨がつかない。今日の石炭鉱業の現状では、この四十円の負担につきましても、これはいろいろそのほかに負担があるわけでございますが、その上積みとしての四十円はたいへな重荷であるというふうなことからいたしまして、年金問題を運用するに際しまして、基金等におきましてもいろいろな経費も要するだろう、そういう経費に対しては国の補助もあるかもしれないが、そういうのもろもろの経費を全部含めて四十円を最高限度としてやられる場合には、この炭鉱の労働者の定着政策が必要であるから、

この趣旨に反対することはできない。むしろやはりこういう年金制度が必要だ、こういう意見になっております。

それからもう一つ条件がついておまして、この四十円というのは、本来負担できるものではない。負担できる企業もあります。ありますけれども、負担のできない企業もあるわけでございます。しかしこれは強制年金でございますので、法律がおりますれば強制徴収ということになりますので、やはり四十円の負担については、何らかの国の助成策がこの措置に伴ってないといふ困るというのが経営者の今日の意見に相なっております。これらについてどういふふうにするかということにつきましては、またもう少し厚生省ともお打ち合わせをしてまいりたいと思ひますが、私の感触では、四十円の負担というのは、いろいろな諸経費のすべてを含めて最高限度というふうな考えております。

○岡田(利)委員 この点は、普通、厚生年金の場合には三者負担するわけですね。これはもうあくまでも事業主の全額負担という考え方ですね。これは国の石炭政策ともやはり関連があるわけなんです。従業員の負担が伴わなくても、四十円とすれば、経営者が二十円負担するのなら、国は二十円負担していいのではないかと。五百二十億も石炭特別会計に出しているわけですから、それを経営にやってみようと思ふところはもたないわけですね。初めから半額は国でもって見る。折半だということになれば、その分だけは確実に基金として積み立てられ、一〇〇%これは確保できるわけですから、非常に安定感も出てくるわけですね。また石炭産業の各企業はもたえるわけですね。なぜこれは全額事業主負担にしたのですか。厚生省としては、いろいろこういう答申に基づいてやったのか知りませんが、石炭政策全体から見れば五百二十億、企業に対してそれぞれ項目別に助成策をとっているわけですよ。この部分だけ全額というのが無理なら、折半主義、そのことによって基金の安定、安全性を確保することは

当然の措置ではないかと思うのですが、これはおたくのほうは石炭会計を設定したわけなんですから、この理由をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○伊部政府委員 坑内夫につきましては、厚生年金におきまして、他の労働者に比べて倍程度の優遇をいたしておるわけでございます。これに対する国庫負担も他の被保険者に対する負担率が二〇%に對しまして、坑内夫は二五%であるわけでございます。これらの点を考えますと、国庫負担はすでに二倍を上回っておるのでございまして、厚生年金において、すでに相当の優遇措置を講じております。

それから、この石炭鉱業年金自信が厚生年金の上積みとしてのいわゆるプラスアルファを支給する。厚生年金基金の変形であるという考え方で構成されておりますので、他の産業の厚生年金につきましましては別に国庫負担が行なわれているわけではないというふうな、他産業との均衡の問題というところ。それからそもそも年金制度は非常に継続的な制度でございます。したがって、石炭産業が現時点におきましていろいろ困難な側面に際会していることは事実でございますけれども、しかしながら永久にさような事態が続くことは考えられないのでありまして、やはり将来は回復をするものという前提で考えるべきであると思ひます。そこで厚生省といたしましては、現在の各般の石炭対策におきまして、かような負担が行ない得るような裏づけ措置が総合的にとれることを希望をいたすものでございまして、先ほど来申し上げたような趣旨によりまして、直接この制度に対する国庫負担を導入することは適当ではないと考えておるのでございまして。

○岡田(利)委員 時間がありませんから……。見解としていろいろあるわけですが、厚生省としての一応一般的な現実なり、そういうことから離れた考え方としてはわかるのですけれども、石炭産業が一本立ちできるなんというのを考えること自体が、これはもうわれわれの認識と違

わけですよ。おそらく半永久的に一本立ちはできない。昭和六十年以降は原子力時代に入る、こういう趨勢が明らかなわけですから、そういう意味で競合燃料から考えて、石炭企業が普通一般企業として自立していける、何も国の補助がなくてもやっていけるという事態になるという想定は、これは日本のみならず外国でもないのですから、日本でもそういうことは特に考えられないと私は思いうわけです。しかし、きょうはそういう一応の見解を示されておりますので、時間ありませんから、以上のような質問で終わっておきたいと思ひます。

ただ最後に、いまいろいろ言われておりますけれども、共済年金、厚生年金があるわけですが、一応この年金が最高水準である、この厚生年金プラスアルファから見れば、こう言われているのですが、比較した資料を、質問をしていたら時間がかりますから、ぜひあす資料として出していたいただきたいということです。

それから石炭局長に非常にむずかしいかもしれ
ませんけれども、石炭鉱業の従業員が現在全国で
常用が十万四千三百五十九人ですか、職員を含め
て十二万人おるわけです。大体これが昭和五十
年、六十年展望にしてどの程度になっていくので
あるか、これは概略でいいです。別にこれはある
程度想定できればいいのですが、これは労働省の
関係ですか、両方の関係ですか、とにかくそうい
う資料で展望があれば——大体こういう趨勢にな
るだろうということですね。

それから労働政策からいって、答申がいうように、組夫、こういうものが直轄夫に切りかえられ得るのかどうか、石炭産業の見通しからいって、こういう点について臨時の雇用というのですか、組夫の雇用、これも含めて大体十年くらいの想定はどうなるのか、これも質問をしておいたら時間がありませんか、もし相談して、大体こうなるだろうという概略でけっこうですから、出していただければ幸いです。

それでは以上で終わります。

昭和四十二年七月十八日印刷

○井上(充)政府委員 十年後の労務構成ということになりますと、これは非常にむずかしい問題で、事柄の重要性もありますし、私ども事務的な単純な見通しで責任のある国会に、あまり自信のない資料を出すのもどうかと思いますので、できますれば、何か懇談会のような形で私どもの何といたしますか、単純見通しといえますか、そういうような姿を聞いていただければしあわせだということに考えております。

○多賀谷委員長 明十三日午前十時三十分から理事會、理事會散會後委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時三十九分散會

午後五時三十九分散会

○多賀谷委員長 明十三日午前十時三十分から理事會、理事會散會後委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

ふうに考えております。

ような姿を聞いていただければしあわせだという

いいですか、単純見通しといいですか、そういう

ますれば、何か懇談会のような形で私どもの何と

ない資料を出すのかもしれないので、でき

単純な見通しで責任のある国会に、あまり自信の

で、事柄の重要性もありますし、私ども事務的な

とになりますと、これは非常にむずかしい問題

○井上(亮)政府委員 十年後の労務構成といふこと

十五号 昭和四十二年七月十二日

昭和四十二年七月十九日發行

七二二三 二段行 誤
二二三 働力
七二三 格な範圍

正 労働力
厳格な範囲

石炭対策特別委員会議録第二十二号中正誤

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局